

第1期第29回 羽村駅西口土地区画整理審議会 議事録

1 日時	平成20年2月18日（月）午前10時00分～午後3時08分
2 場所	羽村市役所西庁舎 5階 委員会室
3 出席者	会長 新井明夫、会長代理 黒木中、委員 吉永功、島谷晴朗、瀧島愛夫、株式会社中根総合建築事務所、中野恒雄、小宮國暉、神屋敷和子、島田清四郎
4 欠席者	なし
5 議題	福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業施行地区内の仮換地指定調書及び図面に掲げる一部宅地に係る仮換地の指定について
6 傍聴者	7名
7 配付資料	該当地の仮換地指定調書および評価等計算書一式（当日回収含む。）

午前10時00分 開会

○会 長（新井明夫君） 定刻となりましたので、ただいまから第29回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたします。

初めに、会議の成立要件の確認をいたします。

事務局に、本日の出席委員数の報告を求めます。区画整理管理課長。

○区画整理管理課長（阿部敏彦君） 本審議会の委員の定数は10名でございます。本日の出席委員は10名でございます。以上です。

○会 長（新井明夫君） 報告のとおり、ただいまの出席委員数は10名でございますので、会議が成立していることを確認いたしました。

次に、議事録署名委員の指名ですが、本日の署名委員は、議席番号3番の島谷委員と、議席番号4番の瀧島委員にお願いいたします。

なお、本日の会議につきましては、審議事項に入るまでは公開で行うものといたしますが、審議事項につきましては、各委員のご意見をいただき、公開、非公開を決定したいと思いますので、ご了承願います。

土地区画整理審議会の傍聴に関する取扱要領第2条に基づく傍聴者は、現在6名（注：後に1名の入室があり合計7名）でございます。傍聴の皆様方には、審議会の進行が損なわれることのないよう、受付で配布いたしました遵守事項を守られて傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして並木市長からごあいさつをお願いします。

市長さん、ちょっとお待ちください。

〔傍聴者入場〕

○会 長（新井明夫君） 傍聴の方に申し上げますが、本日は審議事項に入るまでは公開で行います。審議事項につきましては、審議委員の各ご意見をいただき公開、非公開を

決定して、その後の進行をいたします。したがって、非公開となりました際にはご退席をお願いすることになりますので、あらかじめご理解をいただきたいと思います。

それでは、開会に先立ちまして並木市長からごあいさつをお願いします。市長。

○市 長（並木 心君） それでは、お許しをいただきまして、開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、第29回羽村駅西口土地区画整理審議会を招集いたしましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、羽村駅西口土地区画整理事業におきましては、2月の15日より、換地設計（案）について権利者の皆様への個別説明を開始したところであります。施行者として、この機会に一人でも多くの地権者にご説明しご理解をいただくとともに、事業に対する意見・要望を踏まえ、今後、審議会のお力添えをいただきながら着実に事業の進展を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

さて、本日の審議会ですが、ご承知のとおり、既に事業に着手しております羽村駅の駅舎改修工事に伴い、利用者の安全の確保を図っていただきたいとの要望が寄せられている現状を踏まえ、駅前広場の暫定整備を行うため、羽村駅西口土地区画整理事業の進捗状況に合わせ、この駅前広場内の地権者のご理解、ご協力をいただき、仮換地先となる箇所を指定することについて、ご意見をいただくものであります。いずれにいたしましても、施行者として、土地区画整理事業の推進を図るとともに、現状における羽村駅利用者の安全性を確保することが大変重要な命題でありますので、審議委員の皆様方には側面からのご理解、ご協力を重ねてお願いする次第であります。

以上、簡単ではありますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。

議題に入ります前に、3番・島谷委員から発言を求められております。これを許可したいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会 長（新井明夫君） 3番・島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） どうもありがとうございます。初めに質問させていただいて、非常にありがたいと思っております。

議題に入ります前に、前回の審議会の結論に対してどうこうということではございませんが、その結論に至るまでの過程で、どうも審議の進行の状況がはっきりしないまま、結果を論じられたり、それから次回の、きょうですね、きょうの審議会の日程に入るようなことになってしまったと。で、そこところは忘れ物がたくさんあるような状態でどんどん進行してしまっているがゆえに、忘れ物のところが確認もされない。さらに、それに大変大きな問題を含んでいるにもかかわらずそれが先送りされて、一体それをどこで、どうやって不可解のところを直して、是正していかなくちゃならないのかと、そういうようなことを感じております。

このままでどんどん、どんどん進められていくということは、この審議会をないがしろにするような、いわゆる施行者側のやり方ではないかという疑念すら感じます。そういうことのためにここで具体的に、私とともに、それから神屋敷さんのほうにもその疑念を深くしておりますので、そこを神屋敷さんのほうからも意見を出していただいて、ここにいらっしゃる審議委員の皆さんのご意見等もお聞きしたいと実は思っております。よろしいでしょうか、神屋敷さん。

○会 長（新井明夫君） 今の関連でございますが、8番・神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） あの後、換地設計（案）の個別説明の封書が皆さんのところに配られました。その前に、2月5日に「まちなみ」が配布されました。で、そのときに多くの方々から、何でこういうことになったのかということの説明を求められました。私のほうも、なぜ早急にこういうことになったのか、説明に非常に困りました。それで、急いでいろいろテープを聞いてみたんですけども、継続中の中、いろいろなことが一気に「その他」ということで話が進んでしまったという経緯があります。

前回の議案は換地設計（案）と事業計画の変更でした。その換地設計（案）のことにしてもまだまだ資料が足りないということで、私は路線価等の説明、いろいろな説明がなければ、これだけのもので供覧のほうに入るといえるのはおかしいということも述べました。それから事業計画の変更に関しても、いろいろな方から意見が出ました。それで、この図面の知らせ方についても、会長さんのほうからも「図面の知らせ方も幾つかの意見が出たのでよく整理してPRに努めてほしい」とか、小宮委員のほうからも「資料をどのような時点で配るか意見が出たので検討したらいいのではないのか」とか、会長さんが「送る資料は情報集めのやりやすいものにして資料収集にあたってほしい」とか、「きょう、説明の中で各委員から出た意見を総合的に考えて今後の事務にあたってほしい」とか、それで、そういつている中でまだまだ私は、議題としてこれは決もとったわけでもなく、話し合いをするという決はとったけれども、終了ということではなく考えていました。

で、その後、「その他」ということで阿部課長のほうから、一部仮換地したいとか、仮換地案の個別説明を郵送するという話が突然入りました。中には、審議委員の方でも知っていらっしゃる方がいたようなのですが、このように「その他」の内容に入るような流れではないというご指摘も、いろいろ住民の方からも受けました。一部の仮換地をしたいとか、個別説明を郵送したいということは、非常に大事な内容です。もし、これを「その他」の中に入れるのであれば、それを事前に内容を書いておくべきであり、もうその時期であるか、内容としてちゃんとできているかということを確認しなければいけないと思います。で、そのときに日程という形で出され、瀧島委員さんのほうから22日はだめとか、そういう日程の話になってしまったのですが、本来はこれは非常に大事な話だったと思います。

で、その後、私と島谷委員さんのほうから、我々の請願や住民の意見、まだまだ集まっている最中なんですけれども、それらのことにお話しを皆様に説明させていただきました。そのときに会長さんのほうから、この内容について要望の趣旨はよく吟味しても

raitaiということをおっしゃってくださったわけなんです。で、吟味してくださるの
だろうと思いました。そうしたら、次の日、「まちなみ」が配られて、15日から供覧と
いう、個別説明という、そういう日程でした。こういうのは、審議会の運営に対して非
常に軽視した形で、勝手に市がこういうふうに言ってしまったことがどんどん通ってい
く一つの例になってしまうと思うのです。ですから、まず「まちなみ」が2月5日に配
布されたということ、これは非常に、この場で市のほうに私は抗議したいと思います。

それで、今でも覚えているんですけども、審議会が終了した後、黒木副会長さんが
阿部課長さんに、供覧の期間は長くしてあげてくれというようなこともおっしゃって
いました。私も、まだまだ内容について、それから配る時期について、そういうものは今
後のことだと思っていたんです。それなのに、次の日それが配られたということは、も
う既に、どういうやり方でやるかとか、15日から個別説明をするということは、ここで
話し合う前に中身に関しても決められていたということになるので、それは非常に問題
な行為だと思います。その点、審議委員の皆様にもご意見を聞きたいんですけど。以
上です。

○会 長（新井明夫君） 施行者の権能の部分と審議会の権能の部分と、ちょうどせめぎ
合うあたりなのかなというふうに思いますが、今、お二方からご意見がございました。
これは問題提起ということで受け止めたいと思いますが、各委員さん、いろいろご意見
をお持ちではないかなというふうに思います。そういうことで、今、他の委員さんのご
意見も、という発言でございました。私は、この際、いろんなご意見があって、その中
で審議会として触れるべき部分、触れなくてこれはもう施行者にお任せする部分、そう
いった判断をしながら審議会の機能を果たしていく必要があると思います。そういうこ
とも踏まえて、いろんな見解をお持ちだろうと思いますので、大変恐縮でございますが、
例によって全委員さんのご意見を聞かせていただきたいなというふうに思います。

補足ですか、島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 私のほうから、具体的な問題点を一つだけ出させていただいて、
それについても皆さんの見解をお聞きしたいと思います。

実は、もう「まちなみ」21号を皆さんはご覧になって、中身が何であるかということ
はもうご存じのとおりですから、ここでは重複しません。あの「まちなみ」の中身は、
具体的に仮換地の供覧の、個別説明ですか、供覧のことを指して、具体的に日にちまで、
それからブロックごとにどういうふうにするんだという、予約制の個人説明をいたしま
すという、具体的な内容でした。

実は、前にこの審議会で、供覧のことの中身については皆さんにお諮りするという青
木部長からの発言もあって、議事録にそれが出ております。ですから、当然そのことが
あり得るだろうと思っておりましたところが、そういう形跡すらなく、あの「まちな
み」が突然に5日の日に配られてきたわけです。これは非常におかしいなと私は思いま
す、手続の上からいって。ですから、私はいつも思うんですけども、議事録をちゃんと
起こしてくれて、そしてそれを私どもの手元に渡してくれて、それを読めば、どうい
う手続で進んでいるかという内容だとか、その手続のことなどもわかるはずなのに、な

ぜそういうことを、たびたび会長が言われるように、精査をしてくれ、議事録の精査をして対応するようという話がありながらも、どうも精査が行われていない。そのところ、いつも疑問に私は感じております。

ですから、私はこうやってテープをここに置いて、そして議事録の内容も確認して、そして訂正も出したりいたします。そういうふうに議事録の精査をやっていけば、おのずとそれがわかってくるのに、それができないということの不思議さ、あいまいさ、いいかげんさ、これが非常に私は気になって仕方ありません。で、私の今の意見を申しましたので、皆様方のご意見もお伺いしたいと思います。以上です。

○会 長（新井明夫君） それでは、前回、2月4日でしたか、前回の28回において、ものの進め方について、各委員いろんなご意見がございました。それとまたダブる部分があるかと思えますね。そういう点で、基本的な線では要するに1番の黒木委員さんがおまとめになった、何と申しますか、プロセスについては、都市計画の変更とそれからそれぞれのお持ちの土地の変動、そういったものは不離一体なもので、時点をずらすことによって疑心暗鬼を生むようなこともあるかというようなご意見もあって、全体としては一つの流れについて皆さん方向づけができたんだろうというふうに思うんです。

今、島谷さんの発言の中に、一番の問題点としては忘れ物の点ということがあって、したがってこの忘れ物の整理については、それぞれの審議委員さんにおいてどういうご判断をして、それはどういう時点で、今後、施行者に対応を求めていくのかということの問題提起でございますので、ひとつポイントをその辺に絞ってご意見を聞かせていただければありがたいなというふうに思います。

それでは、学識経験者は一番最後ということにいたしたいと思います。2番の吉永委員さん。

○委 員（吉永 功君） 私は、きょう、この議題がこういう決められた文書で来ておりますので、これを審議するということで考えてまいりました。しかし、前回の時点でまだ回答が出ていないこと等につきましては、やはりはっきり説明をいただきたいというふうには考えております。

○会 長（新井明夫君） 具体的には。

○委 員（吉永 功君） 個々の回答がはっきりしてない面につきましては、やはり説明を市側ではするべきだというふうに。それで、この議題のほかに「その他」ということがあるわけでございますから、そういったところでも説明をしていただければいいのではないかというふうに考えております。

○会 長（新井明夫君） 今の具体的な回答が出てきていないところに、施行者が責任をもって回答すべき内容と、審議会がその結論を得て方向を決める内容とありますが、今のは前者のほうですか。

○委 員（吉永 功君） そうですね。

○会 長（新井明夫君） 施行者において処理すべき内容があるだろうと、こういうことでございますね。

3番は先ほどご意見を出されましたから、4番・瀧島委員さん、お願いします。

○委員（瀧島愛夫君） 私の意見は、今、疑問点を述べられましたけれども、基本的にこの審議会で審議をし、その提出された案件について最終的に各毎回審議会で結論を出さなければならないことについては、その都度、全会一致でない場合には採決をされ、それで審議会の総意といいますか、審議会としてすべてのものを決定してきているという経緯がございます。前回のときにも、私、発言をさせていただきましたけれども、やはりすべての権利者についての権利について、権利者に一度お目通しをいただいて意見を聞き、その意見が出てきたところで我々審議委員が公平公正を期すために討論をしていく。今までの審議会の進め方について、別段、疑義を挟むような内容ではないと私は理解しております。以上です。

○会長（新井明夫君） ありがとうございます。

5番・中根委員。

○委員（中根総合建築事務所） 先般、仮換地案の配付がされたわけですが、権利者への資料の配付につきますと、日付をちょっと見てみると、どうも審議会以前に既にできていたと言わざるを得ないわけでございます。少し拙速の感が否めませんので、私のところも「まちみな」が配布され、それから仮換地案の送付、それと同時に変更箇所図面がそれぞれの権利者に送付された。これについて、やはり多くの方から、どうも順番について早過ぎるのではないかと、間隔が少しなさ過ぎると。特に変更箇所については、同時に配付いたしましたけれども、本来もっと先に説明をしてくれるべきではないかと。特に道路が廃止された、あるいは逆に、道路が入った、あるいは公園が移動したということで、「何で」というような方が大分大勢おりますので、やはり本来からいきますと、先によく説明をして、納得していただいた後仮換地案を送付すべきでなかったのかな、そんな感じがしております。やはり大事なことです。皆様方の財産、権利、あるいは生命を左右するものですから、私、もう少し、より慎重に、あるいはもっと、より丁寧に扱うべきではないのかなと、そんなふうに感じております。以上です。

○会長（新井明夫君） ありがとうございます。

6番・中野委員。

○委員（中野恒雄君） 先ほど、忘れ物論ということで島谷さんからお話があったわけですが、今までの会議を見ていけば、島谷さん、神屋敷さんから微に入り細に入りいろんなお話が出てきているわけですから、私は何ら問題がないのではないかと考えております。以上です。

○会長（新井明夫君） 7番・小宮委員。

○委員（小宮國暉君） 今のお話の内容、また、意見内容なんですけれども、確かに変更の部分に関しては、地権者の中から、確固たる説明があったのかというふうに聞かれますと、取りあえず図面の内容は理解できますけれども、どうしてこうなったのかという細かな説明は実際なかったわけですね。その点については確かに、今さら逆戻りではできないんですけれども、やはりここで変更理由を聞かせていただければ、私はもちろん間に合うことだと思うし、それと仮換地案が皆さんに提示されるということ自体は、昨

年じゅうにやるとかというお話がだんだん延びてきたということを踏まえすと、この時期に仮換地案が配られること自体は、私は正当といいますか、妥当なスケジュールだというふうに思っています。気になったのはやはり変更の件ですね。それがいまいち、やはりここの場で討議といいますか、審議されるべき内容だったのかなと、そのように思います。以上です。

○会 長（新井明夫君） 9番・島田委員。

○委 員（島田清四郎君） 今までの審議会の流れとしたら、大筋においては、私はこれでいいんじゃないかなというふうに思っております。特にまた、きょう、市長のお話がありましたけれども、本日の会議は、駅前の仮換地の関係で一足先にその部分だけやりたいというふうなお話のようでした。これはやはり利用者の安全性というふうなものも考えてここに早く出てきたのかなというふうに、今感じているわけでございますが、こういうふうなものはやはり何よりも、安全性の問題に間違いがあっても、これは審議会の責任にはなりません、直接、市長部局のほうからの責任問題というふうなことになるかと思しますので、ぜひそれには我々もオーケーを出さなければいかんというふうに、きょうの議題のタイトルを見まして思った次第でございます。以上です。

○会 長（新井明夫君） 1番・黒木委員。

○会長代理（黒木 中君） 今、皆さんのご意見を伺っていますと、いろいろな立場立場でいろんなご意見があるんだなと思いましたが、基本的に、換地の割付けが済んで具体的に公園とか道路の変更が出るというのは、これはいたしかたないことだと思います。それで、ご意見の中で、それを事前に説明をしてその後ちょっと時間を置いて、というようなお話もありましたが、前回も申し上げましたが、そういう変更が出るというのは、やはり換地の割込みが済んだからというか、換地の割込みをしてみたから出たということであって、基本的には仮換地案をできるだけ早く示してもらいたいと思っていらっしゃる権利者の方が多いんだと思うんですね。それで、仮換地の案が一応できた段階で、担当のほうで、ある程度精査はなされたんでしょうけれども、人間がやることです、皆さんの100%の賛同というのは、いろんな利害が絡むことですから得られないのも無理がないんですが、時期を置かずに皆さんに一律にお示しになったという姿勢は、すごく、どちらかという評価できる、いいやり方じゃなかったかなというふうに私は思います。

で、その中で、ただ、さき島谷さんのほうからもありましたが、今までの会議の中でまだちょっと釈然としない部分は、今までのやり取りのいきさつの中であるということも理解できますので、そういうところを今後できるだけ少なくしていくような進め方というのを、審議会としても、それから施行者側としても、お互いに心がけていけばいいのかなというふうに思います。以上です。

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。

お聞きの意見でございます。それで、一つ、現実的にはそれぞれの権利者に仮換地を指定するための、事前にご意見を聞こうという案が配布されているのは現実でございます。それから中根委員さんから、拙速ではなかったか、そういうご批判もあることも、

何人かの委員さんがおっしゃっていましたが、それも事実であろうと思います。で、私はトータルとして、今の現実を踏まえて考えますと、とにかく権利者のご意見を、案を示すことによって聞ける、これが私が前回申し上げた「情報の把握」でございます。権利者からのご意見を各委員さんが聞くのも限度があるかと思いますがね。多くの権利者からダイレクトに出る意見を、施行者においてこれを仮換地を指定する際の最大の情報として活用できるのではないかと。こういう案を示して、本来もっと先に指定していくこの作業の前にこういう作業をなさった、これは非常に大事なことであろうと思うんですね。

問題は、事業計画の案についてどの時点で説明していったらいいのか。これは今回の道路変更を見ますと、政策的に変更した道路、例えば今まで6メートルだったものを12メートルに広げました、あるいは6メートルを4メートルに狭くしましたというような政策的な変更より、むしろ、この換地を割り込んでいったら入り切らない、今、黒木委員がおっしゃったような要因によるものが多いのかなというふうに思うんですね。そうしますと、やはり一体的にこれを皆さんにお示しして、で、私が説明をすべきだと言ったのは、もう既に始まっているようでございますけれども、その席では必ずこの道路が何によってこういうふうに変更せざるを得なかったのか、その辺の説明は各権利者にきちっとしてほしいということでございまして、今、ご意見を聞きまして、拙速という批判のご意見もあったし、それから、今、時期を置かずに一緒に示したのは評価できるというご意見もございます。これはもう既に矢が放たれておるわけでございますので、審議会としては、今後機会を見て、忘れ物とご指摘のあった点については、くどいですがもう一度、初回から今日までの議事録をよくチェックをしていただいて、発言のあった委員さんには確認をして、忘れ物がしかるべき、できるだけ早い時期に精査できるような審議会を施行者において招集をしていただければ、その点は、若干段取りとしてはうまくない点もありますが、何とかクリアを審議会としてもしていきたいなというふうに思います。

そういうことで、今後の運営にあたっては、進め方について今のような手戻りがないような案をあらかじめ審議会に出して、これからの審議会の運営の助けにすることとを施行者側においても考えていただければありがたいと思います。

こういうことで、今ご発言が……

(神屋敷委員より発言の申し出あり)

○会 長(新井明夫君) ほかにあるんですか。今、総括をしようとしているんですけど。憤懣やる方ない神屋敷さんのご意見はもうたくさん聞いておりますから、大体想像できますので、ひとつ今回は私の総括に委ねさせていただきたいと思います。

(神屋敷委員より「お願いがあるんです」との発言あり)

○会 長(新井明夫君) はい。じゃあお願いということで。8番・神屋敷委員。

○委 員(神屋敷和子君) 最後にもお願いがあります。一つは、阿部課長さんのほうに大分前から、17回までの索引をつくってほしいということをお願いしています。今、会長さんのほうからも出ましたけれども、忘れ物をきちっとしていくためにも、18回からは

索引がつくられたんですけれども、それまでのがありません。これを至急つくっていただくようお願いいたします。

もう一つ、新井会長さんのほうにお願いです。新井会長さんの口から市のほうに言うていただきたいんですけれども、2月5日の「まちなみ」が配布されたこと、これはやはり2月4日の審議会のことをないがしろにしたようなものだと思います。こういうことはやめていただきたい。それから、市側から出た「その他」の内容に関しては、きちんと、重要なものでしたら「その他」にはしないでください。それで、「その他」の内容は書いていただきたいと思います。以上です。

○会 長（新井明夫君） ご意見は体して、今後の運営にあたっていきたいと思います。

それでは、今ご意見を伺いましたが、そういう点を施行者においてひとつ、ちょっとよろしいですか、青木部長、よろしいですか。今、いろいろ私が総括をしました、会長の総括について、施行者として一言、これからの審議会の運営にあたっの施行者としての、何といいますか、審議会にひとつお約束というか、そういうことを発言をしていただければありがたいと思います。青木部長。

○都市整備部長（青木次郎君） 審議会委員の皆様には、審議会としての当然、法律で定められた権能というか、お仕事というか、やっていただくものがあります。また、施行者におきましては、やはり施行者としての責任があります。いずれにいたしましても、審議会委員の皆様には、この西口土地区画整理事業を進めていく上での審議会委員という立場でありますので、事業のスムーズな進捗に、私のほうとしても極力、委員の皆様には情報を提供しながら取り組んでいきますが、ぜひ、そのご協力もひとつお願いしたいと。それと、そういうふうなことに對しまして、先ほど会長が総括でまとめたことに對しまして、真摯に受け止めて対応していきたいというふうに考えております。

○会 長（新井明夫君） それでは、以上で前段の問題については終了いたします。

次に議事に入りますが、これから諮問される事項につきましては、個人情報保護並びに情報公開制度に抵触するおそれがあると考えますので、審議会を公開で行うか、非公開で行うかを決定したいと思います。

私、西口土地区画整理審議会運営規則第4条において、「会議は、公開とするものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。」と規定されております。私は28回の審議会において、その判断を、羽村市の担当部局に照会して、その回答をもって判断としたいということを申し上げました。その結果の回答文書が来ておりますので、まず事務局からその内容を説明し、それからまた、きょうは担当部局の庶務課長さんにもご出席をいただいておりますので、この回答内容についてのご質疑は庶務課長さんに間違いのないところでご答弁をいただければありがたいというふうに思います。

それでは、事務局長、説明を。管理課長。

○区画整理管理課長（阿部敏彦君） それでは、会長の指示に従いまして、羽村駅西口土地区画整理事業の運営における個人情報の取り扱いについて、2ページ目に質問書が付いてございます。「さきの28回審議会においては、換地設計（案）に関する説明を受け、

今後は仮換地及び仮換地指定等の個々人の情報に関する審議が中心となることが予想されることから、公開、非公開にあたっては適切な判断が不可欠となります。」と。

今後、仮換地指定のお願いをするにあたりまして、1から4、下記のとおりでございますけれども、仮換地指定調書、仮換地重ね図、仮換地明細図、仮換地案内図が審議資料としてお配りされることになります。1面を見ていただきますと、それぞれの回答項目が出てございまして、1から4の関係にございますように、仮換地指定調書については羽村市個人情報保護条例第2条第3号に規定する個人情報に該当するというので、その情報につきましては、資料の3ページ目に羽村市個人情報保護条例の定義を付けてございまして、参照いただければと思います。特に羽村市では、「個人に関する情報とは」ということで、個人の氏名、住所、職歴、学歴、財産、親族関係、その他個人の属性を示すすべての情報を示すものでございます。そのような言質の中から、本日これから審議をいただく内容について、仮換地指定調書をはじめ4項目につきましては、すべて個人情報に該当するという回答でございます。

これを情報公開の制度の中でどのように対応していくかというふうな形になるわけでございますけれども、先ほど会長のほうからもお話がありましたように、私どもの土地区画整理審議会議事運営規則では、第4条で「会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。」という規定でございます。特に、他の情報と照合することによりまして特定の個人を識別することができるもの、つまり一般的には公開をされているもの、例えば登記簿の謄本ですとか公図、こういうものは一般的に見ることができるわけです。それと照合することによって個人が特定できる、識別できるものというものの取り扱いが大変難しいわけでございます。そのような点から、個人情報の取り扱いについて、今回、私どもの担当部局である庶務課のほうに照会をしたところでございまして、ご理解いただきたいというふうに思います。

概略につきましては以上でございますけれども、資料的には、1ページ目が担当部局からの回答の内容でございます。2ページ目が、私ども新井会長のほうから市長あてに個人情報の取り扱いについて照会した文書でございます。3ページ目が、羽村市の個人情報保護条例の内容の定義でございます。4ページ目は羽村市の情報公開条例でございます。いずれにしましても、今後、仮換地の指定にあたりましては個人情報保護の関係がどのように取り扱われているかというふうな方向性を示すものですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○会 長（新井明夫君） 個人情報保護並びに情報公開、この担当課長であられます廣瀬庶務課長さんをご紹介します。課長。

○庶務課長（廣瀬和彦君） 庶務課長の廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○会 長（新井明夫君） きょうはよろしくお願いいたします。専門官でございまして、ただいまの回答をもって会長の判断としたいという、私から問題提起をさせていただきますが、そういうことでよろしゅうございますか。ご質疑ありますか。8番・神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 今、ご説明があったんですけれども、個人情報に関しまして

は、前回も会長さんのほうから、今おっしゃったようなことが述べられています。それで、情報公開のほうは3ページ目からあるのだと思うんですけども、今、この1、2ページについての質問、よろしいでしょうか。

○会 長（新井明夫君） ページが振ってありますか。

○委 員（神屋敷和子君） 1枚目と2枚目です。

○会 長（新井明夫君） 回答文書についてですか。はい、どうぞ。

○委 員（神屋敷和子君） 今初めてこの回答用紙を見ました。個人情報の取り扱いについて、今回、議題というか中身ですね、仮換地指定調書、仮換地重ね図、仮換地明細図、仮換地案内図。これは今、皆さんに個別説明で配付しているものと思います。私は、この2枚目のところを見ますと、途中のところから、阿部課長さんがお読みになった「さきの第28回審議会においては、仮換地案に関する説明を受け、今後は仮換地案及び仮換地指定案など個々人の情報に関する審議が中心となることが予想されますことから、公開、非公開にあたっての判断が不可欠となる」と書いてありますね。ということは、一つ一つこのように、今、個別説明会で皆さんから意見を求め、4月15日までに、やっている中のものを一つ一つピックアップしてやる可能性がある文書ですね。で、まず、この一つの、前回、駅前の一部を仮換地指定したいということをおっしゃって、それも、いい悪いの話は抜きに、一方的に市のほうからそういうお話があって、今回この資料が出てきたわけです。

で、私は、今ここを見ましても、今一人ひとりに配られているものであり、これは4月の15日まで皆さんの意見を聞いてここで審議するものです。それなのに一部だけを、その部分を取り出してやるということは、非常に問題があると思います。駅前14棟、それは駅前広場の14棟であり、工区という言い方は変なのかもしれませんが、街区の今回工事に関係があるものは、以前の新都市建設公社の委託のところを見ると、そこも14棟。ずれている14棟なんですけど、両者に対して非常に関連がある話です。この一つだけを取り上げるという理由というのは、安全とかそういうお話をしましたけれども、ほかのものと権利との関係が出てくる。それを抜きに、先にここだけということがあり得るのかどうか、私は非常にわからないんですけど。

○会 長（新井明夫君） 神屋敷委員。申し上げますが、まだそれは議題に供してありませんので、今は情報を公開に付すか、個人情報にするかということであって、今ご指摘の点は、当該議案が出た段階において、ひとつ問題にしていただければよいと思います。

島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 今、プリントをもらいました。これ、読んでもね、我々読んでも、このプリントは非公開でも何でもありません。なぜ、これを先に資料として我々に送らないんですか。非常に素直な疑問が出てくるんですよ。そうしたら、我々もこのことについて調べて、自分なりに調べて、そして知識を持ってここへ臨むことができるんですよ。やはり私のように素人にとっては、やはり調べることをしないと知識がないの。それこそこういう問題があったら、庶務課へ行って、こういうことはどういうことですか。

かという質問もできますし、あるいは東京都の公開条例も参考にすることもできるわけですよ。そういうことで非常に、何でもこういうことは当日突然にこうやって出されるんですか。このことを検討するのであれば、このことで一つの議題として上げてもらってもいいんじゃないかな。非常にこれ、僕は素朴な質問がフッと出てくるんですよ。以上。

- 会 長（新井明夫君） 今のご指摘の点もあらうかと思いますが、前回もこういう形でね、こういう形で判断のよりどころを決めていきたいということで、その中身についてこの審議会で判断するというような問題の提起の仕方は会長としてはしておりませんので、ご不満かも知れませんが、その何日か前に配付できれば一番よろしかったんだろうと思いますが、それは今後の反省材料といたしまして、ひとまずこういう見解が出た。これは、これを管理しているところの一つのこれは結論でございますから、並木市長さんのこれはお考えということでございまして、審議会はそれに従うということから、議論の余地は別途にしても、ここでは、会長の判断はその回答によるということを前回申し上げてございますので、そのように理解をしていただきたいというふうに思います。

島谷委員。

- 委 員（島谷晴朗君） 今、私が発言したことについて、内容については何も発言していませんよ。ですから、内容についてわからないから、自分なりに勉強ができるんじゃないかと。なぜこれを早く配付しないのかと。私ね、こういうやり方を、市長さんによく知っておいてほしい。要は、こんなもの、3日でも4日でも早く配られたら、こちらとしてはそういう情報集めができるでしょう。何もこちらのわからないことを、ここで質問ができるじゃないですか。で、市長が決めたということなんであれば、どうしてそういうふうに決められたのかという質問もできるじゃないですか。やはり質問の中身が濃いほど、こういう審議の中身も濃くなると僕は信じているのでね。で、多くの人のやはり意見を聞くということが、自分の理解も深まるし、そういうことをいつもいつも願ってるんですよ。

- 会 長（新井明夫君） これは市長のあれなんで、会長が一手にお受けする批判だろうというふうに思います。

（傍聴者より発言あり）

- 会 長（新井明夫君） 傍聴席は不規則発言は許しておりませんので、ひとつその点にご注意をいただきたいと思います。

島谷委員。

（傍聴者より発言あり）

- 会 長（新井明夫君） 発言は認めておりませんので。

（傍聴者より発言あり）

- 会 長（新井明夫君） 発言は認めておりませんので、ご着席ください。

島谷委員。

- 委 員（島谷晴朗君） 今、会長のほうから、市長のあれですからこの点に関してはもうこれで進めるというような話ですが、やはりそういう素朴な疑問が出てきて、その疑問に対して解決できる回答が出てこない、やはり忘れ物になっちゃうんですよ、気

持ちの上では。だから、そういうのはどうやって解決すればいいのかなと思うわけです。

○会 長（新井明夫君） 瀧島委員。

○委 員（瀧島愛夫君） 今、この審議会の場に提案されていることは、個人情報の取り扱いについて、個人情報が今後の審議の中に出てくる危険性があるので、傍聴等の取り扱いについて意見を聞かれているのであって、個人の情報について漏れる危険性があったり疑義があるならば、やはりそれに対して慎重に対応すべきだと私は思うんですよ。やはり基本的に、説明だとか何だとかというよりも、ここにある個人情報の保護についてどのようにしたらいいのか、どのようにしたら審議会として公正にできるのかという視点から発言をしていただければ、そんなに難しい問題ではないと思うんですよ。やはり今ここで提案されている内容についての質疑を十分されればいいと思うので、ちょっと幾らかずつ、ずれているような気がするんです。よろしくお願いします。

○会 長（新井明夫君） 島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 無知ほど怖いものはないとよく言われます。私が無知で、このまま、はい、はいと言って賛成していったらよろしいんですか、この審議会。それで権威が保てますか。そのことです。

○会 長（新井明夫君） ほかにご意見ございますか。8番・神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 今、瀧島委員さんのお話だと、この個人情報の取り扱いについてどうするかというご意見をくださいということをやっているんだよという話なんですけれども、以前から、資料については10日前に渡すということはもう決められていたことなんです。それがないと、私たちは真剣に、これに検討会を開きいろんなことをやっていて、どういうふうな考え方でこれを臨むかということもやっています。そういうことが一番審議会としては必要であって、公務というか職務を妨害するような、審議を妨害するような、そういうような資料の出し方では困る、議事録の出し方では困るというようなことを私は言いたいんです。それで、今後気をつけていただきたい。これなんか前に出せるものですよ、きょうじゃなくても。何回か私は阿部課長さんのほうにも言っていたんです。これは何しろ何日か前に出せるものなので、こういうことは今後早く出してほしいと思います。

それで、個人情報の取り扱いについてですけれども、もう一度、今の部署の方から、こうこうこれだから、この四つが全部同じものなのかよくわからないんですけれども、もう一度ちょっと部署の担当の方から説明していただきたいんですけれども。資料をきょう渡されたので。簡単でいいんですけど、もう一度説明していただきたいんですけど。

○会 長（新井明夫君） ちょっとお待ちください。

黒木委員。

○会長代理（黒木 中君） もう余計なことかもしれないんですけれども、資料を早く早くというお話がありましたけれども、先ほどから会長がおっしゃっているように、これを公開か非公開にするかは、会長が判断をした上で、過半数の同意を得られた場合には非公開にするという取り決めになっていると。その会長の判断を、会長がこういう形で問い合わせをなさって、これをもとに会長の判断をしたいということをおっしゃってい

るのであって、これは会長の判断の補助、こういうことで会長はそういうふう判断しましたということの根拠を会長が示していらっしゃるだけなんですね。だから、この場で会長が、自分は非公開にすべきだと思うけど、どうだというふうに決をとられることに対して、自分は公開すべきだと思うという意見があるのであれば、それはそれでもいいですけども、これが届くのが遅れたとか、そういうことであまりこの場では審議をだらだらとしていくのはどうかなと思います。

というのは、これは2月の14日に、新井会長が並木心羽村市長あてに問い合わせを出して、2月の15日に市から審議会の会長へ返ってきているものですから、3日前ですよ。それを会長がすぐ配る手配を事務局のほうに特に命じなかったという背景には、これは自分の判断の根拠であるということなので、先ほどから会長の発言の中にも、会長が一身に受けるべき批判でしょうというようなお言葉もありましたので、そこまでおっしゃっているんですから、それ以上のことはよろしいんじゃないかなというふうに私は思います。

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。

私の判断はやがて決をとるわけでございますが、その採決に理解を深めていただくために、神屋数委員からご質問がありました、どういう理由で個人情報に該当するのかを補足説明願いたいということでございますので、廣瀬課長さん、よろしいですか。課長。

○庶務課長（廣瀬和彦君） それではお答えを申し上げます。

会長さんのほうから、個人情報の取り扱いについてお尋ねがございましたので、ご回答申し上げます。まず、この調書以下図面についてのお問い合わせでございますが、(1)から(4)まで個々にお答えをさせていただいております。

まず、(1)の仮換地指定調書。こちらにつきましては、見させていただきますと、権利者のお名前等が入っておりますので、こちらにつきましては個人情報保護条例の第2条第3号に規定する個人情報に該当いたします。

それから、(2)以下の図面等の関係でございますが、この図面等を個々に見ただけでは、お名前等が入っておりませんので個人情報とすぐに推測はできないわけでございますが、今、これはワンセットになっておりますけれども、他の情報と照合することで個人を特定できるという意味がございますので、こちらにつきましても個人情報保護条例第2条第3号に該当いたしますので、そのような回答をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。

3番・島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 今、第1項と第2項ですね。3、4に関しても2項と同じでしょうか。

○会 長（新井明夫君） 廣瀬課長。

○庶務課長（廣瀬和彦君） お尋ねのあった件につきましては、先ほどお答えしたとおり、(2)、(3)、(4)共に同様でございます。以上でございます。

○会 長（新井明夫君） 島谷委員。

○委員（島谷晴朗君） ちょっとすみません。個人情報の条例2の3項ですか、これ、読んでいただけますか。どういうあれなのかわからないです。条例自体がわからない。

○会長（新井明夫君） 管理課長。

○区画整理管理課長（阿部敏彦君） それでは、お手元をめくっていただいて、3ページ目に羽村市個人情報保護条例、定義の第2条の条文が示されております。この3号は、ということでございますので、読んでいただきたいということでございますので。

「定義」第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（3）個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう、でございます。以上です。

○会長（新井明夫君） 8番・神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） 読んでほしいということなので。1番は今のところ。2、3、4は。

○会長（新井明夫君） 阿部課長。

○区画整理管理課長（阿部敏彦君） 今、お読みしたのは括弧書きの部分です。括弧書きの部分が、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」というのが、二つ以降の地図の、図面の関係の取り扱いの内容を示しているものです。それ以外は、氏名ですとかということで、庶務課長のほうで答えをしましたように、1に該当するということです。2番目、3番目、4番目は図面でございますので、「他のものと照合することにより」ということになります。ご理解いただきたいと思います。

○会長（新井明夫君） 3番・島谷委員。

○委員（島谷晴朗君） 2、3、4の図面に関しては、名前はなくても個人を特定することができるから個人情報だと。だから公開できないというのであれば、このあいだ配られた「まちなみ」ですね、この「まちなみ」の中にこういうあれが入っていました。これに換地設計（案）案内図、これはおそらく皆さんご覧になっていると思いますが、見本2と書いてありますね。この見本2。皆さんお持ちでないけれども、ちょっと説明させてもらいます。ここのところに、図面の中のある箇所がこういうふうに換地されますよという説明です。その図面を見ますと、特定されている方がどなたであるかということは、これで名前は識別できるわけです。そして、この裏のほうになりますと、この方は28の1のところの該当地に入るわけですね。じゃあ、これは個人情報としてここでは非公開。そうすると、この「まちなみ」は一体どういう関係になるんですかね。

○会長（新井明夫君） 羽村課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） ただいまのお尋ねでございますけれども、広報に掲載した箇所につきましては、変更予定図を見ていただくとわかるわけですが、公園の予定地と、その一角に本町会館の予定地として換地を定めるという予定の場所を

そこ示したものであるということでございます。また、そこ示したところに拡大になっている方につきましては、公園の位置が換地になっていくということであって、そこに該当する方の換地先を示しているものではありませんので、これも個人情報としては何ら問題がないというふうに理解をしております。以上です。

○会 長（新井明夫君） そういうことです。3番・島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 今の件について、同じ質問を庶務課長にちょっと答弁してもらえますか。これ、ご覧になってませんか。この「まちなみ」、庶務課長さんは。なければ、これ、お渡ししますけど。

○会 長（新井明夫君） 会長からちょっとお尋ねします。本町会館は羽村市の施設ですか。事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿） 本町会館は市が所有している建物でございます。以上です。

○会 長（新井明夫君） 島谷委員、よろしいですか。

○委 員（島谷晴朗君） 僕が聞いているのは、この図面は本町会館じゃないですよ、これ。この黒い枠の中。四角い枠の中。これは本町会館じゃないですよ、個人のお宅ですよ。

（「本町会館でしょう」との発言あり。）

○委 員（島谷晴朗君） えっ、本町会館、これ。

（「そうです」との発言あり）

○会 長（新井明夫君） ちょっと不規則発言になっておりますが、質問は質問で聞いてください。

島谷委員、その四角で囲ったものは本町会館だそうです。

暫時休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時13分 再開

○会 長（新井明夫君） それでは再開いたします。

8番・神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 情報公開のことにに関してなんですけれども、今、個人情報であり、公開しないというようなことですよね。これに当たると。識別されると。しかし、この個人情報保護条例の「定義」から入っているんですけれども、これはわざわざ「目的」が抜かされているんですけれども、個人情報の「目的」の第1条のところには、「基本的人権を尊重し、個人の権利利益の保護を図るとともに、市政の適正な運営に資することを目的とする。」というようなものも入っています。それで、こういうものが個人情報に当たるよというようなことが、この2条の3には書いてあるんですけれども、「市民の責務」としては、「市民は、個人情報の保護の重要性を認識して、自己の情報の保護に努めるとともに、相互に権利利益を侵害することのないように努めねばならない。」というような項もあります。

それで、特にこの区画整理事業においては、相関関係というか相対関係に置かれる事

業で、あっちが少なくなればこっちが多くなるというようなものがありまして、今ももう住民の方から、いろんな減歩について、多く取られているのではないかというようなご質問が来ています。そのときに、この人のだけを、一人の人のものだけを見てやるということは相互の関係が見えないんですね。これをずうっと調べていきますと、個人情報保護事務の手引き、これは羽村市のものなんですけれども、個人情報保護事務の手引きの15、自己情報の開示を請求できるものとして、解釈運用として次のように規定されているものがあります。

「自己情報とは、自分が情報の本人となっている場合、保有個人情報をいい、情報の本人となっている場合とは、自己の氏名、住所、識別番号等により自己の個人情報が記録されている場合はもとより、自己以外のものの氏名、住所、識別番号等によって作成されている帳簿等の中に自己の個人情報が記載されている場合も含まれる」。また、この後が大事なんですけれども、「自己と自己以外のものの関係がその内容において不可分の状態で記録されている場合など自己以外のものの情報と自己の情報が合一して自己についての個人情報を形成している場合には、当該事項以外のものの情報も含めて自己情報となる」という、手引きの中に書いてあります。

(瀧島委員より発言の申し出あり)

○会 長(新井明夫君) 瀧島委員。

○委 員(瀧島愛夫君) ちょっと違うんじゃないかと思うんですよ。我々この審議会の委員については、公平公正を期すために個人情報であっても提供しますよ。ただし、この個人情報について、我々審議委員は守秘義務を持たされていますよね。で、我々にはすべて情報を開示しますよと。個人情報でも開示して、審議してくださいということだと思えますよ。それで、傍聴だとか、要するにそういう方たちに個人情報が流れることを防ぐために、今こういうことをやっていると思うんですよ。だから、個人の情報の今の相互の関係だとかというのは、この審議会の中で我々委員にはその情報は開示され、それで審議していくと思うんですよ。だから、別段、個人情報の取り扱いについて、今、神屋敷さんが言ったようなことは当たらないと思うんですよ。我々には個人情報を提供されて、それで相互の関係を見て、できるんじゃないですか。私はそうだと思うんですよ。

○会 長(新井明夫君) 神屋敷委員。

○委 員(神屋敷和子君) で、我々にはそういう個人の一人ひとりのものが、ここに書いてある調書等が見られるということですよ、今のおっしゃり方だと。それに関しては、ほかの普通の一般の権利者は見られないということになるわけですよ、傍聴もだめということは。だから、私は傍聴も認めるべきだと言っているんです。そうでなければ、自分のもらった換地のことがいいかどうか、比べなければわからないんじゃないですかということなんです。

○会 長(新井明夫君) その前に、いろいろ議論が出ておりますが、傍聴を認めるべきか、そうでないか、その判断を、私の判断はこの回答文書で判断しておりますが、皆さんの同意をとらなければいかんと思うんですね。ただ、一つ質問が出ていますので、

庶務課長さん、さっきいろいろございました件について、見解がおありであれば答弁をして、それから決をとりたいというふうに思っております。よろしいですか。

廣瀬課長。

○庶務課長（廣瀬和彦） 先ほどのご質問の趣旨なんでございますが、個人情報保護条例の中のそれぞれの規定の解釈ということについてのお答えを求められているということですのでよろしくございますでしょうか。

○会 長（新井明夫君） 神屋敷委員。端的にひとつ。

○委 員（神屋敷和子君） ですから、そういう決まりはあるかもしれないけれども、まず私が言ったのは、「目的」やその他の項では相互の権利利益を侵害することのないように努めると書いてあって、お互いに権利を侵害しないように、されないように、合わないように、それぞれが検証検討するような状況におかれなければ、区画整理事業というのは限りなく不公平で、不透明で、不正がまかり通るものになってしまう。そのために、いろいろ調べましたら、羽村市の個人情報保護事務の手引きの自己情報の開示を請求できるもの、15条の「解釈及び運用」の中に、内容不可分合一形成という、自己と自己以外のものの関係がその内容において不可分の状態で記録されている場合など、自己以外のものの情報と自己の情報が合一して自己について個人情報を形成している場合には、当該自己以外のものの情報も含めて自己情報となるということだから、自己としてほかの方々との関係も見ることができるといような、これは区画整理のためにあるようなものだとは思うのです。

○会 長（新井明夫君） 廣瀬課長。

○庶務課長（廣瀬和彦君） ただいま、15条の関係でございますが、これは例えばリストの中に個人の情報と、それから個人以外の情報が合わさって入っているような場合において、それが内容的に不可分であるというような規定になっております。したがって、先ほど来、ご議論になっております調書ですとか、あるいは図面類、これについてはこちらの規定には該当いたしません。以上でございます。

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。

この件は以上とさせていただきます。

それでは、土地区画整理審議会議事運営規則第4条におきまして、先ほど管理課長が朗読いたしましたように、会長が必要と認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができるということでございますので、これから採決をいたします。

羽村市長の回答は、この回答文書のとおり、1番「仮換地指定調書」、2番「仮換地重ね図」、3番「仮換地明細図」、4番「仮換地案内図」、これらは個人情報であるという回答でございます。私は、その回答を会長の判断として、皆さんに同意、不同意の決をとりたいと存じます。

私の考えに賛成する委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手 1番 黒木委員、2番 吉永委員、4番 瀧島委員、5番 中根委員、6番 中野委員、7番 小宮委員、9番 島田委員〕

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。7名です。

反対する委員の挙手をお願いいたします。

〔反対者挙手〕

〔反対者挙手 3番 島谷委員、8番 神屋敷委員〕

○会 長（新井明夫君） 2名でございます。

よって、1番から4番の件が議題になります場合の会議は、非公開とすることに決定いたしました。

それでは、本日の議題である「福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業施行地区内の仮換地指定調書及び図面に掲げる一部宅地に係る仮換地の指定について」を議題といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時45分 再開

○会 長（新井明夫君） 会議を再開いたします。

これから非公開の会議に入るわけでございますけれども、傍聴人の一部の方に退去をお願いしてまいりました。それから休憩をとりまして、再度退去をお願いしました。なお、退去に応じていただけませんので、これからの会議が著しく運営を欠くことになります。スムーズな運営を欠くことになります。したがって、退去命令をお願いしたいと思いますが、皆さんのお考えを伺いたいと存じます。

黒木委員。

○会長代理（黒木 中君） そのような、規定上どうということになっているかは、ちょっと今、私わからないんですが、良識的な判断からしてそれで結構だと思います。

○会 長（新井明夫君） 吉永委員。

○委 員（吉永 功君） 私も同じ考えでございます。

○会 長（新井明夫君） 島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 私は本質的に、土地区画整理事業法に関しては原則公開ですから、ですから当然、公開はあってしかるべきだと思います。

○会 長（新井明夫君） 島谷委員、もう一回伺います。非公開とこの席で決定したこの会議が著しく阻害されることについてのご意見を。

○委 員（島谷晴朗君） 実効性として、阻害性があるかどうかということについての判断は私はできません。ここで決まったことについては決まったことです。それで、どうぞ会長はご指示なさってください。

○会 長（新井明夫君） 瀧島委員。

○委 員（瀧島愛夫君） 今回のこの審議会で非公開という決定がなされた段階で、傍聴者に退席を願うのは当然だと私も思います。以上です。

○会 長（新井明夫君） 5番・中根委員。

○委 員（中根総合建築事務所） 私も、会長のお考えのとおり実施することで結構でございます。

- 会 長（新井明夫君） 6 藩・中野委員。
- 委 員（中野恒雄君） 私も、非公開を望みます。
- 会 長（新井明夫君） いや、傍聴人の退席について命令をすることについて、いかがかと。
- 委 員（中野恒雄君） 命令をしていただきたいと思います。これは、傍聴人は誓約書をもって傍聴しているわけですから、おのずと会長の意見を聞いていただきたいと思います。
- 会 長（新井明夫君） 7 番・小宮委員。
- 委 員（小宮國暉君） 傍聴人は速やかに退席すべきと、非公開となったあかつきには、そのように思います。
- 会 長（新井明夫君） 8 番・神屋敷委員。
- 委 員（神屋敷和子君） 6 月市議会か12月市議会だったと思うんですけども、並木市長さんも、換地計画の縦覧にのっとって今回の供覧を行うということをおっしゃっていたので、換地計画の中には換地設計とか各筆換地明細というのが入っていますので、これは縦覧されるべき内容なので、私は何一つ非公開にするものはないと思います。ただ、先ほど決を早々ととられてしまって、そういうふうにはなったのですが、私はもともと、区画整理に非公開があったら不公平、不公正が通るので、私は公開すべきだと思うので、私の決定というのはできないです。会長さんの決定でお願いします。
- 会 長（新井明夫君） 9 藩・島田委員。
- 委 員（島田清四郎君） これは、会長の言うとおりだと思います。
- 会 長（新井明夫君） ありがとうございます。

それでは、退去をお願いしても引き続きこの会議場にいらっしゃる傍聴人に対して、退席を命ずることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手 1 番 黒木委員、2 番 吉永委員、4 番 瀧島委員、5 番 中根委員、6 番 中野委員、7 番 小宮委員、9 番 島田委員〕

- 会 長（新井明夫君） 7 名でございます。

反対の方の挙手を願います。

〔反対者挙手〕

〔反対者挙手 3 番 島谷委員、8 番 神屋敷委員〕

- 会 長（新井明夫君） 2 名でございます。

残念でございますけれども、多数決によって決定をせざるを得ないと思います。

ただいま決定いたしましたことによりまして、傍聴席にいらっしゃる傍聴人の方は速やかに退去することを命じます。

暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後0時02分 再開

- 会 長（新井明夫君） 再開いたします。委員の皆さん、席へお着きください。

今、休憩でございましたが再開いたしました。ちょうどお昼になりましたので、昼休みをとらせていただきたいと思います。追って時間等についてはご連絡を申し上げますが、再開はおおむね1時を目途にさせていただきたいと存じます。場所等については、またご連絡を申し上げます。

以上で、休憩にいたします。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

○会 長（新井明夫君） 再開いたします。

お諮りいたします。会場の変更を行いたいと存じますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議案第6号「福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業施行地区内の仮換地指定調書及び図面に掲げる一部宅地に係る仮換地の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長（並木 心） それでは、議案第6号、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業施行地区内の仮換地指定調書及び図面に掲げる一部宅地に係る仮換地の指定につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業施行区域内の一部宅地について、土地区画整理法第98条第1項の規定に基づく仮換地の指定を行うにあたり、同法第98条第3項の規定により、本審議会の意見を伺うものであります。

なお、詳細につきましては区画整理事業課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたします。以上です。

○会 長（新井明夫君） 区画整理事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） それでは、今回の土地区画整理法第98条第1項に基づきます仮換地の指定につきまして、ご説明申し上げます。

今回の指定につきましては、JR羽村駅西口駅前における交通安全上の問題の解消及び利便性の向上を図ることを目的に、駅前広場の一部を暫定的に整備するために行うものであります。

仮換地の指定については、土地区画整理法第98条第3項に基づき、同法第3条第4項の施行者、市施行は、土地区画整理審議会の意見を聴かなければならないとされておりますことから、お諮りするものであります。

それでは、その内容について、ご説明させていただきます。

今回指定する宅地の地番につきましては、[REDACTED]、及び[REDACTED]

[REDACTED]の2筆でございます。

まず、[REDACTED]の宅地につきましては、地目が[REDACTED]、登記地積が[REDACTED]平方メートル、基準地積が[REDACTED]平方メートルとなっています。この宅地の内、[REDACTED]平方メートルを自用地としているものであります。基準地積との差[REDACTED]平方メートルにつきましては、[REDACTED]であることから、除かれているものです。仮換地としては、[REDACTED]街区に約[REDACTED]平方メートルとしており、土地

所有者は、[]であります。従前地及び仮換地の位置につきましては、図面1－1仮換地案内図、図面1－2仮換地図、図面1－3仮換地重ね図のとおりであります。

次に、[]の宅地につきましては、地目が[]、登記地積が[]平方メートル、基準地積が[]平方メートルとなっています。また、仮換地としては、[]街区に約[]平方メートルとしております。土地所有者は、[]であります。従前地及び仮換地の位置につきましては、図面2－1仮換地案内図、図面2－2仮換地図、図面2－3仮換地重ね図のとおりであります。

なお、今回、仮換地の指定の対象となる宅地について、同じ街区に換地となっておりますが、[]街区に全て換地していくことは、他の換地との関係から困難であることから、筆ごとの換地を定めているものです。また、今回の仮換地指定につきましては、現状において、指定先にその仮換地を使用又は収益の障害となる物件がございますので、土地区画整理法第99条第2項の規定に基づき、その仮換地について、使用又は収益を開始することができる日を別に定めるとする取扱いになるものであります。

以上で説明いたします。

○会 長（新井明夫君）説明が終わりました。

質疑に入ります前に、市長さんが都内で予定されております、市長会に出席する必要があります。そのため、15分になりましたら退席いたします。予め、ご承知おきいただきたいと思います。

8番・神屋数委員。

○委 員（神屋数和子君） 先ほど、公開の問題の前に先に言ってしまったことなんですけれども、この一部の仮換地指定の問題なんですけれども、二つの問題があって、まだその時期ではないということ。これは以前から言っている、きちっとした基準とかはまだできてないし、特別宅地としても資料が未完成。これは特別宅地じゃないんですけれども、特別宅地の議論等、まだ未熟なままであると。資料が、堅固なマンションの一覧のマンションの資料もきちっとしてないし、墓地、井戸の位置もきちっとしてないし、住民に聞いたものをきちっと書くようにといったこともきちっとしてないし、私道、墓地の一部の面積というところにきちっと面積が入っていないとか、そういうことがあります。そういうまだまだ未熟なところで、先にこの一部分だけをやってしまうということに問題がある。

それからもう一つは、先ほど言ったんですけれども、[]特に今回、今見ましたら、一つの街区ではなくて二つの街区に関連してくるということなので、もとの[]の問題、限りなく権利に対してほかの方々との問題が出てくるのではないかと思います。これから4月の15日までにそういう方々の意見を聞いて調整をしていったり、いろいろなことがこれで妥当かどうかというようなことも出てくるのだと思うんで、先にこれだけをやってしまうということはいけなことであると同時に、こういう前例をつくってしまって、次から次へとこういうような

ことが発生していくということは問題があると。まず、その2点についてなんですけど。

○会 長（新井明夫君） 未熟であるという点、それからもう一つは前例となるんじゃないかという2点目。他の権利者に影響があるのかないのか。事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） ただいまのご質問でございますけれども、まだその時期ではない、未熟であるということでございますけれども、今回、指定を行う宅地の位置につきましては、一つは

については変更はないと。もう一つにつきましては、やはり

宅地ということで、やはり
ということでございますので、変更はございません。したがって、今回としましては、現在の事業計画に基づく指定というような形になろうかと思えます。仮換地指定を行うことについては支障がないと。

もう一つ、
の話がございましたけれども、確かに
の関係で、今回指定をする宅地にも影響があるのではないかとということだと思っておりますけれども、これにつきましては、現在、皆様にお示しをして、15日から個別説明を始めているわけですが、そういう皆様のご意見を伺う中で、仮換地案、また正式には換地設計を完了していくという中で、将来的に万一、今回指定する場所に、延長線の中で今回の宅地について影響が出てくることが発生してくれば、仮換地指定を手続的には変更という形になろうかと思えますが、いずれにいたしましても、今回の宅地については、使用収益の時期につきましては、また別途お知らせするという取り扱いでございますので、関係者の皆様のご意見を伺う、その換地設計を審議会に図って定めていく段階で、そこら辺を検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○会 長（新井明夫君） ほかにご質問は。8番・神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 使用収益は、別途ほかのときに定めていくということは、仮換地的に、もう決められた仮換地指定というとらえ方ではないということなんですか。

○会 長（新井明夫君） 事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） まず、今回、権利者の皆様にお示しをいたしました換地設計（案）ですけれども、これにつきましては、皆様からご意見をいただく中で最終的にまとめ上げていこうとする過程を踏んでいるものでございまして、そういうところで、質問は仮換地指定の決定かどうかという質問でしたので、今回お出ししているものについては仮換地の決定ということの扱いでございます。以上です。

○会 長（新井明夫君） 8番・神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） そうすると、一時利用的仮換地処分ということなんですか。それとも換地予定地的仮換地指定処分になるんでしょうか。

○会 長（新井明夫君） 事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） すみません。もう一度、先ほどのところを。

○委 員（神屋敷和子君） 一時的な利用地としての仮換地指定処分なのか、もう仮換地

予定地としての仮換地処分なのかということです。

○会 長（新井明夫君） わかりましたか。事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） 今回の指定は一時的ということではなくて、法に基づく仮換地の指定ということで、ただ、仮換地を指定する行為と、実際に仮換地を指定した先が使える使用収益の開始、この時期が異なる取り扱いをしているということでございます。

○会 長（新井明夫君） 決定と使用収益の時期はずらすということですね。よろしいですか、今の件は。じゃあ、ほかに。神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） そうすると、例えば [redacted] んだと思うんですけども、そういう方々との関係、で、全体の4月15日の意見書を待たないで言うというのは何かあるんでしょうか。

○会 長（新井明夫君） 事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） [redacted] というご質問かと思うんですけども、今回の指定する場所につきましては、権利者の方には、事業の概要ですとか進め方、そういうものを十分にお話しを申し上げまして、ご理解をいただいて、で、進めているということで、今回、仮換地の指定をさせていただいたということでございます。

○会 長（新井明夫君） ちょっと今の点、確認しますが、事業の概要を説明して了解をいただいてという相手方は、[redacted] の皆さんということでよろしいんですか。

○会 長（新井明夫君） 事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） 今お話し申し上げましたのは、今回お諮りしております土地所有者の方々ということで、[redacted] につきましては、当然3月15日までご意見を伺う機会を設けておりますので、ここでお示ししました換地設計の案に対します意見書は出てくる場合もあるかと思いますが、今回の指定の方には事前に換地先等についておおむね了解を、了解といいますか、仮換地の指定を、2月15日の説明会開始以降、そのところにつきましては再度確認をさせていただき、おおむね了解を得ているというような形になります。

○会 長（新井明夫君） 再度。質問が、この街区の [redacted] さんの方の意見書を待たないで今の原案の仮換地指定を進める理由はどのような理由だろうと、こういう質問であったと思うんですが。事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） 今回の指定につきましては、やはり駅前を安全に利用していただくために、権利者の理解をいただいて先行して整備をしていくという手続上、仮換地指定が必要になってくるということございまして、実際、その使用収益は開始はしないという中で、先ほどもご説明したとおり、[redacted] の方についても、意見書が出てきて、そのところで街区内でもその調整が発生してくるというようなことになれば、先ほども言いましたように、仮換地指定は変更という手続もございまして、駅前整備を早急に行うというところから、今回の指定を、[redacted] の意見書を

待たないでさせていただきたいということでございます。

○会 長（新井明夫君） 神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 今回は、[REDACTED]街区と[REDACTED]街区にまたがっているんですけども、やはり合意がとれたところからという感じで、ここのお宅は合意がとれているからというようなことであれば、これは個々の問題ではないので、もちろん今の説明だと駅前安全性の話も出てきてはいるんですけども、なかなか仮換地の変更等があるかどうかそれは先の話で、先というか、わからない中で、この方とは合意がとれているということで指定したということであれば、ものすごくそれは、先にそういう合意をとれた方から設定していくという仮換地指定を、これを皮切りにやってしまうことになるので、私としては、非常に問題があって、4月の15日の全員の意見を聞いて、その後審議会で意見書を見て、それからきちっと審議していくべきだと私は考えます。

○会 長（新井明夫君） 瀧島委員。

○委 員（瀧島愛夫君） ちょっとお伺いします。この仮換地指定調書につきまして、従前の宅地、あと、従後の宅地が出ていますけれども、地権者のところに配られましたものにつきましては、減歩率と清算金のプラスマイナスですか、個数は載っていたと思うんですけども、これから審議会に提出される指定調書について、このような書式ですと出されるのでしょうか。

○会 長（新井明夫君） 事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） 今回お示しいたしました仮換地指定調書の、この形で今後もお出しをするということでございます。

○会 長（新井明夫君） よろしいですか。瀧島委員。

○委 員（瀧島愛夫君） じゃあ、これは個々に減歩数等は計算しろということですか。

○会 長（新井明夫君） 事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） 仮換地の指定に際しまして、区画整理法の98条の第5項で、仮換地となるべき土地の所有者及び仮換地の位置、地積並びに仮換地指定の効力発生の日を通知をするという内容がございまして、調書のほうでは今回お示した形でお示しをして、指定の通知につきましては、鏡文がこれに付きますけれども、鏡文について仮換地の開始、あと、指定の日につきましては、今回の場合であれば別途定めるというような形を列記して権利者にお送りするという指定の方向になっております。

○会 長（新井明夫君） 瀧島委員。

○委 員（瀧島愛夫君） 我々に何を求めているんですか。やはりこの宅地について、従前従後の比較だとか、ほかの委員さんも言われているように、横の照応ですか、建物の照応を言われてましたけれども、そういうところまで我々がやはり公平性の原則に立って検討していかなければならない内容だと思うんですよね。そこで、計算すれば出るものについて、我々権利者に配られた調書と、ここの審議会に提出されている調書の内容が異なるというのは、ちょっと私には理解できないんですが。我々に、じゃあ何を根拠に審査をしろというのか、ちょっと教えていただけますか。

○会 長（新井明夫君） 答弁はいかがでしたか。

暫時休憩します。

午後 1 時 34 分 休憩

午後 1 時 38 分 再開

○会 長（新井明夫君） 再開します。

区画整理事業課長、答弁を。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） ただいまの瀧島委員さんのご質問でございますけれども、ここでは位置、地積ということでございますけれども、やはり審議を深めるためには、権利者にお渡しをしている資料、従前の土地、また仮換地の指数ですとか減歩率等も記載しました資料を審議会のほうにお出しをして、確認をいただいて議論をいただきたいほうが、より議論が深まるということでございますので、この権利者と同じ資料につきましてお出しをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○会 長（新井明夫君） 瀧島委員。

○委 員（瀧島愛夫君） 今、ご答弁いただいて、結果的にその資料が出ることになりましたけれども、ちょっと考え方が違うと思うんですよ。我々に、従前従後の宅地について、これでよろしいですかと諮問しているわけですよ。それについてすべての、我々審議委員には、先ほども言ったように個人情報だとか何だとか関係なく審査に必要な資料は出されて当たり前で、皆様方審議委員には審査を深めていただくためにお出ししますなんて、とんでもない話だよ。この審議会で委員が、審議を、その内容を深めていくのは当たりの話で、それに必要な資料は事務局側が委員に提供するのが当たり前で、我々が言ったから、深めていただくために資料を提出するなんて、とんでもない話だよ。物事を考え違いするのでもいいかげんにしてくださいよ。そんな考え方だったら、物事は運ばない。

○会 長（新井明夫君） 今、瀧島委員からご指摘、そしてご発言があったとおりであろうと思います。区画整理審議会が、この情報を極めて非公開に審査するわけでございますけれども、出される資料の内容が権利者に示された内容と違うというのは、これは法的に見ても、提出義務はないかもしれないけれども、法的に見ては、これは審議する会としてやはり改めてもらう必要があるかなというふうに思いますので、ひとつその点を肝に銘じて今後の運営にあたってほしいと思います。もし、そうせざるを得ないということであれば、その法的な裏付けを、説得できる法的な裏付けですね、要するに出しちゃいけないんだと、そういう法的な裏付けをきちっとこの場で説明してもらわないといかんかなと思うんですが、今回の点については、瀧島委員のご指摘のとおりだと会長も判断いたします。皆さん、そういうことでよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会 長（新井明夫君） ありがとうございました。それでは、資料が差し替えになりますね。差し替え作業をお願いします。追加資料ですか。じゃあ、ただいまから追加資料を配付いたさせます。

〔追加資料配付〕

(副市長より発言の申し出あり)

○会 長(新井明夫君) 副市長。

○副市長(森田義男君) 大変申しわけございません。瀧島委員さんのおっしゃるとおりでございます。今、参考資料といいますか、追加資料をもうちょっとお待ちをいただきたいと思います。

○会 長(新井明夫君) 了解しました。

それでは、この件については保留いたしまして、その他の件でご質疑の方、ご発言願います。7番・小宮委員。

○委 員(小宮國暉君) とりあえず、この表が今2枚配られましたけれども、これについて質問してよろしいでしょうか。

○会 長(新井明夫君) はい。保留事項は外していただいて。7番・小宮委員。

○委 員(小宮國暉君) まず調書のほうなんですけれども、仮換地指定調書。基本的にとらえた利用状況ですね。そこに登記面積、これは[]ということで、後から配られた表と一致しています。それから、この[]も一致してるんですけれども、この基準地積は、いわゆるご本人が測量をして出した、これは実際、[]ですね。ご本人が測量してこちらに確認として出したのか、あるいは、ある1区画を工夫して、いわゆるこちらのほうで計算をして[]になりましたという、地積の欄でございましょうか。まずそこのところ。あと、ほかにありますが、それをまず。

○会 長(新井明夫君) 事業課長。

○区画整理事業課長(羽村福寿君) こちらの[]及び[]の土地の換地地積と面積との差でございますけれども、こちらにつきましては、[]基準地積を定めたというものでございます。

○会 長(新井明夫君) 小宮委員。

○委 員(小宮國暉君) 今度は、後から配られた表でちょっとお尋ねいたします。これは皆さん、各地権者に同じような表が行っているわけなんですけれども、この減歩率その他については、これ、計算どおりだと思いますけれども、仮換地の欄の地積・減歩率のところの地積のところなんです、「約」ってふうになっていて、何人かの方から問い合わせがあったんですね。私もちょっと答えにくかったんですが、この「約」って付けた理由は何でございましょうか。

○会 長(新井明夫君) 事業課長。

○区画整理事業課長(羽村福寿君) 今回お示しをしまして、この仮換地のこちらの地積面積につきましては、整数で表示をいたしております。実際に確定測量等を行えば小数点以下2位までの表示がされていくわけでございますけれども、今回まだ仮換地という段階の中で整数で表示させていただきましたので、約ということを表示をさせていただいたということでございます。

○会 長(新井明夫君) ほかにございますか。小宮委員。

○委 員(小宮國暉君) さまざまな意見といいますか、地権者からですね。これは今回の仮換地指定調書の内容もそうなんですけれども、間口と奥行きが示されていないのでご

ざいますが、当然、作図上、仮換地の面積が、今回の場合、■と■という平米数を割り込んだ場合に、当然、間口と奥行きが計算されているんじゃないかと、数値がはっきりもう見えているんじゃないかと、私はそう思ったんですけども、ここには間口、奥行きの関係がないものですから、その辺はどういう理由でここに書かれなかったのか、教えてください。

○会 長（新井明夫君） 事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） 今回につきましては、この仮換地図等に間口、奥行きが記載されていないということでございますけれども、先ほどもご説明したように、仮換地のところにつきまして、実際に確定の測量をしたものではないということで、このところにメーターは表示をしてございませぬけれども、やはり評価をする上で奥行きというところが奥行き逓減率でかかわってまいります。これにつきまして、ただいま追加資料でお送りした中に換地設計計算書というのが2枚あるかと思います。実際にそのところで正面評価で奥行きという項目が6番目にございまして、ここに奥行きのメーター数が記載をしてございまして、実際、こちらは長方形で換地をされているということで、評価面積■平方メートルについて、奥行きの■で割りますと、■メートルぐらいですか、■の宅地については■程度の間口ということで、この図には表示してございませぬけれども、実際には奥行きと評価面積と、間口の面積については計算が概略できるということでございます。

○会 長（新井明夫君） 小宮委員。

○委 員（小宮國暉君） こちらの計算では、それは当然そういうことはわかるんだと思いますが、一番の関心が、一体この換地案では間口と奥行きが幾らかというのが、一番やはり関心があるんですよ、誰だって。で、自分の家が入るとか、入らないとか、そういう判断をされるわけですね。使い勝手という。土地利用ですから。そういうことで、しかもこれは今回指定したいと。そうすると、ご本人はもちろん納得してるでしょうけれども、何かやはりきちんとした、間口、奥行きを表示されたほうが後々問題が起こりにくい、要するに危険予知をしておいたほうがいんじゃないかと、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○会 長（新井明夫君） 事業課長。

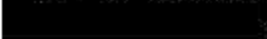
○区画整理事業課長（羽村福寿君） この間口と奥行きの問題でございますけれども、現在、個別の換地設計（案）の説明を行っていく中で、やはり皆さん、土地利用を図っていく上で、今小宮委員がおっしゃったように、間口と奥行きの問題の関心が高いところでございまして、説明を申し上げる中で、やはりそこら辺の興味のある方が大変多ございます。そのような中で、個別説明の中で実際の間口のメーターについては、その議論の中で権利者の方にはお知らせをしていくというのが現状でございまして、実際に間口、奥行きにつきましては、説明にお越しになった方につきましてはその場で説明をしていく、来なかった方につきましては、今後やはり個別説明を行っていくという中で、3カ月間、説明期間をとりましたけれども、その説明期間にお越しにならなかった方につきましては、もう一回個別に対応させていただきたいというふうに考えております。

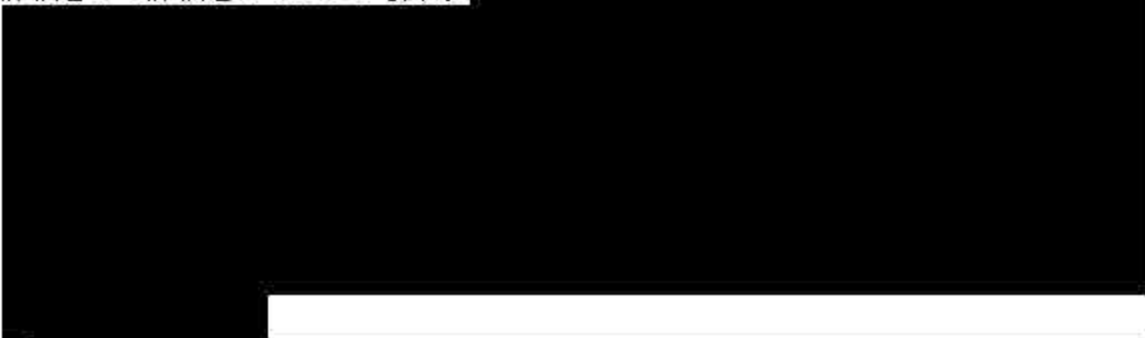
○会 長（新井明夫君） ほかにございますか。瀧島委員。

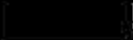
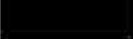
○委 員（瀧島愛夫君） 後から配られたA4の資料が3枚あるんですけども、この見方をちょっとご説明いただけますでしょうか。

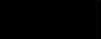
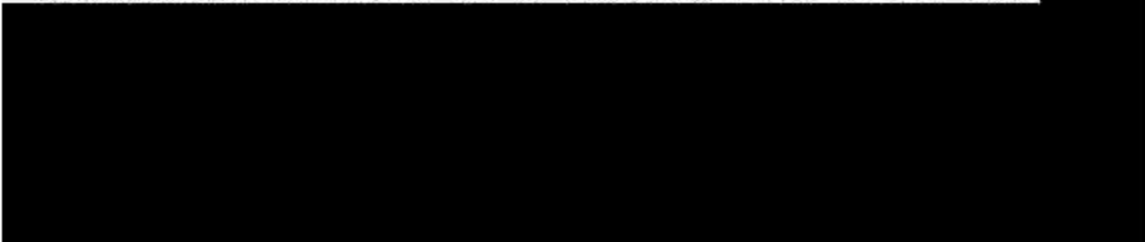
○会 長（新井明夫君） 事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） こちらの宅地ですけど、まず、整理前の評価をするということになりますけれども、3枚のうちの整理前各筆評価計算書というのが上の表示にあるかと思います。その各筆評価の計算書の一番上に、評価対象地として、先ほど仮換地の指定といたしました区画につきまして記載をしてございまして、それぞれ今回お出ししている登記地積、基準地積と、所有者ですね。あと、摘要の欄には、
基準地積の決定をしていますというような形のものがこちらに表示をしてございます。

そして、この宅地につきましては、こちらの正面評価という中で、
でございまして、評価のほうを、これはその土地利用から一宅地評価として評価をしてございます。



下から2番目の括弧書きのになり、評価指数合計として表示をしてございます。この評価指数合計を評価面積で割ったものが、その宅地の持つ平方メートル当たりの単位指数になります。この指数が、一番上の単位指数のというところにまいりまして、それぞれ区画整理前の評価指数のということで定めているものでございます。

これは区画整理前の評価になりまして、区画整理後の評価につきましては、


それで、この区画整理前の評価の計算書並びに換地計算書、こちらにつきましては、やはりこの資料によるご説明だけだと、なかなか順番がわかりにくいということでございますので、この説明書のほうをおつくりをさせていただきますので、後ほどお配りをさせていただきますと思います。以上です。

○会 長（新井明夫君） 今、配ったらどうですか。

瀧島委員。今のご質問をなさって、換地配当指数が整理前の評価指数よりも
かかわらず、交付金になるのはいかがというあたりはわかりましたか。

○委 員（瀧島愛夫君） 整理前の評価指数に対応する数値というのはどこにあるんですか。これと比べられる数値というのは、換地設計計算書のほうのどこへ出るんですか。要するに指数的に、前の土地の価値と換地されたときの価値を数値的に比べるのに、同じ土俵の上に立つ数字というのは、どこに、どう表示されているんですか。私が見て。それがわからなければ、私たちがすべての数値をはめ込んで、あのわけのわからない計算式で数値を出さなきゃならない。

会長、しばらく休憩をとらせてください。

○会 長（新井明夫君） 暫時休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時40分 再開

○会 長（新井明夫君） 再開します。

瀧島委員のご質問の関係よろしゅうございますか。

（瀧島委員より「足りないところは、後で個人的に確認します」の発言あり）

ありがとうございます。

それでは、今回、意見を求められております、仮換地の指定でございますが、提案によれば、今回の指定は西口駅前における利便性の向上を図ることを目的に、広場の一部を暫定的に整備するために行うとのこととありますが、本指定に関してのご意見を伺いたいと存じます。

島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 今の交通の安全を図るためにという、もう一方、その権利者の側からすれば、他の権利者が当然受けるべき個別説明、それから意見書の提出、そういったことが許されている。許されているというか、その必要が認められている。そして意見書の提出も4月の15日までに出してくださいという、そういう広報もある。そういうところのバランスを考えて、安全のほうをとるのか、それから権利者の権利をとるかということの話だと思うんです。確かにあそこの駅の前のところは、前の駅舎と違って、前にはみ出してきた部分があって、道路が狭くなって、道路が狭くなっているわけじゃないですが、車の駐車スペースが非常に少なくなっていることは確かですね。送迎用の。ですから、そのことはわかりますが、今までそういうことはたびたび唱えられていて、何年も放置されてきているわけです。この放置はやはり市のほうにその意識がなかったと私は思っておりますので、放置の期間の長さから比べると、今、個人の権利のほうをやはり優先して我々は考えるべきではないかと思えます。

○会 長（新井明夫君） 私が提起しました点について、ほかの委員さん、ご意見があったらご発言をいただきたいと思います。小宮委員。

○委 員（小宮國暉君） ただいま会長から、この案件がほかのものと比べて、ステップアップといいますか、換地指定の段階に入った一つの表れであると。その理由としては、駅前だけに一刻も早く広場がほしいと。現状よりもですね。というようなことと、また、皆さんも先ほど聞いておわかりのように、この換地指定に際しては、この本人、XXXXXXXXXXの方の地権者の同意を得ているというのは、これは前提でございますよね、まず。それはよろしいんですか。

○会 長（新井明夫君） 質問ですか。

○委 員（小宮國暉君） 質問で結構です。

○会 長（新井明夫君） 答弁願います。事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） 先ほどの説明の中でもお話しを申し上げましたけれども、この方につきましては、XXXXXXXXXXでございます。今回、お示しをする中で、そういうほかの宅地も合わせた総体と、その辺も含めまして、おおむね了解をしていると。今回は、宅地については了解を得ているという状況でございます。

○会 長（新井明夫君） 小宮委員。

○委 員（小宮國暉君） はい、わかりました。一つの大きな物差しがあると思うんですが、市の部分では今、個別にはオーケーをもらっていると。で、公のことといえは当然ながら、駅前広場で皆さんが一刻も早くあそこを広くしてほしいということが、両方の兼ね合いがまず一つあるし、区画整理という今度は大きな懷の中で、一部だけ、全体が決まっていないうちに一つだけ決めていいのかというふうな、この三つが絡んでいるんじゃないかなと私は思います。その中にあって、やはりその三つのうちの一番特異な例としてこれが持ち上げられたんだということは、先ほどのご説明でよくわかりました。それゆえに、一応この換地指定の議論をこれからどんどん深めていって、早くに、これを同意なら同意、審議会として結論を出していかなければと、かように思います。

○会 長（新井明夫君） 島田委員。

○委 員（島田清四郎君） 私は、ちょっと話すのが早過ぎちゃったような感じがするんですが、先ほど、この会の初めに私の意見で、駅前広場の関係、これは即刻進めてもらいたいというふうなお話をしたわけでございますが、それには、今までの駅舎、直す前の駅舎であれば、まあまあ不便だといっても、危険性があるといっても、それほど安全性に問題なかったわけですが、ここへきて、まだ工事をやっておりますけれども、一応外観的には駅舎が直ってきたということで、先ほど島谷委員さんがおっしゃっていたように、それが前のほうへせり出したために、にわかに交通の問題が浮上してきたというのが実情じゃないかと思うんですが、それについて、私は安全性というものをまず確保して、そしてこれだけは特例中の特例というふうなことで済ませて、これを実行したらよろしいんじゃないかというふうに感じるわけでございます。

○会 長（新井明夫君） 神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） 私は4点の問題で意見があるんですけど、まず一つは、この方が意見書は出ていないのでしょうか。それから二つ目は、先ほど、おおむね合意ということなんですが、ここの審議会で今回[]ということになると、その方に対しての圧力ということにはならないのでしょうか。3点目は、合意がとれているからといってこの方から、安全性の問題ということだったんですが、そういう形でやられたら、ほかの基準とか要領とかまだまだ足りないものがあるんですけど、そういうものを抜きにして不公平、不公正なことがやられる皮切りになるのではないのでしょうか。それから4点目は、街区の中でのお互いの評価とかそういうものを見てみないと、何かわからない、整合性がとれるのであろうかという、四つの疑問があります。以上です。

○会長（新井明夫君） 中野委員。

○委員（中野恒雄君） 先ほど非常に、島谷さんから、西口の安全度は市がなおざりにしてきたというお話なので、駅舎が完成に向けて進行しているわけですけど、相当、雨の日など、今見ていますと非常に危険度が大きいわけですね。実際にその中ではまず駅前を手をつけていくというのが一番のことだと思うんですけども、その中で、今回、[]さんからも了承をとっているというようなお話なんで、まずは手をつけてみるというのが先決かと思いますね。そうすればいろんな面でのインセンティブが出てきますし、今後に対して非常に地権者の皆さんも、より一層先が見えてくるんじゃないかというようなことで、まずは皆さんにお諮りして進めていくのが順かと思います。以上です。

○会長（新井明夫君） 中根委員。

○委員（中根総合建築事務所） 待望の西口の駅舎ができて、非常にその点は皆さん喜んでいるんですが、前が非常に実質的に狭くなりまして、非常に危険性が大きくなっております。現に接触事故等も起きているようでございますので、できれば一日も早く整備をしていただきたいというふうには思っているんですが、この広場に該当する方たちが、まだほかに当然大勢いらっしゃるしまして、特に借地権だとか、それから借家ということで店舗等営業している方がおりますので、今回は諮問されておりませんけれども、当然のことながら、そういった方の手当ても十分なされなければなりません。ただ、今回の場合は[]でございますので、私、素朴な質問ということで、何で[]だけですかということでの説明をいただければありがたいんですが。以上です。

○会長（新井明夫君） 後ほど説明をしてもらいましょう。

瀧島委員。

○委員（瀧島愛夫君） 先ほど、勉強不足を露呈しまして、大変お時間をとらせて申しわけございませんでした。私、この本日諮問されております件については、先ほど、説明の中で仮換地指定の見直しもできるというようなお話がございました。何かございましたら、仮換地指定の見直しを担保に、羽村駅西口の駅前の危険防止のために、今この土地を早期に利用できればということで、この件に関しては賛成をさせていただきたいと思います。以上です。

○会長（新井明夫君） 島谷委員。

○委員（島谷晴朗君） 私、先ほど中根委員がお話しなされたことに全く同感でして、ほかの権利者もいらっしゃる、なのにどうしてここだけかという最初の疑問がありました。ですからそのところは、やはり全体のバランスを考えるならば原則を通したほうが後々よろしいかと思います。以上です。

○会 長（新井明夫君） ありがとうございました。

吉永委員。

○委員（吉永 功君） まず、この計画については、この駅前を私もよく通るんですが、大変狭くて状況が悪いということと、この駅広だけでなく、駅前通りというのがもうご存じのように１メートルあるかないかの歩道が傾斜をしておりまして、雨の日等大変な状況です。そして、このようなところに例えば車いすだとかベビーカーが通るとした場合、大変な危険を伴っていることも考えますと、いち早く駅前あたりからきちんとしていかなければならないというふうに考えておりますので、計画は賛成でございます。ただ、[] ということで、この [] につきましては、[] のほうに移動いたしますね。ここにつきましては、[] わけでございますが、今度、[] につきましては、後のほうに出てまいります図面を見ますと、新しく移動するほうにつきましては、[] [] ですね。こういったようなことで、[] [] ということにつきまして、[] が移動する先の方への説明というのがなされているかどうか、その辺のところもお伺いしたいと思います。以上です。

○会 長（新井明夫君） 黒木委員さん、ちょっとお待ちいただいて。

質問が今、3名の方から出ましたね。一つは、[]かを説明してほしいと。これが2名ですね。それから今、吉永さんの後段の、換地先がこれは[]という点について。この2件についてお答えをいただければと思います。

事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君）　まず、[redacted]だけ行うのかということですが、
[redacted]でございますけれども、こちらにつきましては、先ほどからお話が出ておりますように、
駅前空間を確保するという中で、現在、こちらの土地については、[redacted]
[redacted]というような中で、当然、駅前空間を確保するため
には、[redacted]が発生をしてまいります。そういたしますと、[redacted]
[redacted]
[redacted]駅前
前空間を確保していこうという、そういうことで、[redacted]だけに限らせて
いただいたということでございます。

それと2点目の、[]が移る先につきましては、所有者にご説明はということでございますけれども、その[]に限らず、区画整理事業で新たな土地に組み換えがされていくという中で、今度、仮換地指定という行為の中で、使用収益を使える状態

にしていく段階で、やはり移転先の周辺についても整備を行っていく必要がございます。その整備をしていく段階で、やはり地主さんについてご説明を申し上げてまいりたいということでございます。仮換地案としましてはもう既にお示しをしておりますので、それぞれ皆さんが新たな土地が換地されて、そこで説明を行っているという状況でございますので、仮換地指定した先の具体の説明は実際の工事、整備の段階でご説明をしていくことになろうと思います。以上です。

○会 長（新井明夫君） 私から一つお伺いしますけれども、これが突破口となって今後こういう形での、先ほど来ご指摘もありましたが、権利者が了解をされたところからというような、今回のこの事例と同じような対応が将来図られていくのか、あるいは、それは今回は特別であって、将来、していかないんだということなのか、その辺は明らかにできるのかどうか、明らかにしておいたほうがよろしいんじゃないかと思いますが、その点の見解を聞かせていただきたいと思います。事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） ただいまの会長のご質問でございますけれども、今回は駅前空間を確保して安全性を確保していくということで仮換地をしてございますけれども、実際この次の、駅前を先に整備をしていこうということにつきましては、早期に駅前広場の整備と併せて駅舎をつくって下さいよというのは平成14年に議会で議決をされておりまして、その関係から、通常であれば施工しやすい新奥多摩街道沿いから施工するのが、上下水が完備されている一部の整備の手法かと思うんですけれども、そういう議決がされた関係もございまして、駅前から手がけたということです。で、実際に駅前の工事では、駅舎を先にした中でそういう安全性を確保しなければいけないと。これに続いて、最初にお話ししました駅前広場を整備していくというのが当初の目的でございますので、その駅前広場を整備していくことについて、かかわる権利者の仮換地指定についても、この後お願いをして諮っていくことになるということでございます。

○会 長（新井明夫君） いずれにしても、この駅前のようなケースはないと。ただ、全体の区画整理区域を見渡して、ある一定のところを仮換地を先に指定していくと。これは区画整合法上、今までたくさんこの都市もやっていく内容ですから、[REDACTED]が要因で、今度の関連のところは今、課長が話したようなことだろうけれども、関連でなく別のところで、[REDACTED]の理解がいただけたから、ほかに影響のない場所だから、[REDACTED]指定していくということはないということですか。事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） はい、ただいま会長が申されましたように、権利者の了解が得られたから、そのところだけ先に仮換地指定をしていくというケースについては、今回のようなケースを除けばほかには、実際には今お聞きしている仮換地設計（案）の個別説明を終わって、実際、全体の計画がまとまる段階までは、まとまってそれ以降ですね、仮換地を指定していくという段階までは、ないということでございます。

○会 長（新井明夫君） 一つ、これは私申し上げておきますが、何かの事情でそういうケースがなきにしもあらずです。これは事業の進捗状況との兼ね合いでそういうケースがあるのかどうか、そのためにはその合理的判断がこの区画整理審議会で十分なされて

賛同がもらえるような、そういう手続はきちっとしていただきたいというふうに思います。

で、黒木さん、よろしいですか。黒木さんの意見が残っておるわけでございますので、最後、ご意見をお願いしたいと思います。

○会長代理（黒木 中君） 先ほど瀧島委員さんのほうからちょっとありました仮換地の変更も可能性としては残っている、そういうこともできないわけではないという説明が先ほどありましたのと、それから今、新井会長さんのほうからのご指摘で、もう少し具体的に言うなら、ここで意見書を4月の半ばまで提出の期間があるわけなんですけれども、その意見書の整理がつくまでは、処理がつくまでは、今のところ、ほかの仮換地の指定の予定はないというふうに理解をしてよろしいんですか。

○会 長（新井明夫君） 事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） 今、黒木委員が言われたような理解であります。

○会長代理（黒木 中君） わかりました。それで、先ほど神屋敷さんがおっしゃったことも、私ももっともだと思うんですけども、その原則、それから島谷さんがおっしゃったこともですね。ただ、私ごとで恐縮ですけど、おとといの夜、たまたま羽村のちょっと料理屋さんで会合があったので、夜、向こう側からタクシーに乗ろうと思ったら、ないというのは、そのとき「ああ、そうだ。ないんだ」と思ったんですけど、前だったらあそこから、ちょっと広場があってタクシー乗り場があって乗れたんですけど、こちら側まで回ってタクシーに乗って行ったんですが、やはり本当に狭いですね、駅舎ができてから。たまに行く私もあれだけ不便を感じるんですから、ちょっと足がお悪い方だとか、本当にお子様だとか、やはりかなりそういう状況が切迫しているんだと思いますので、そういうこととの比較考慮の上で、今回、先ほどの2点が担保されていればよろしいかなというふうに思います。

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。

いずれにしても、先ほど神屋敷委員からご指摘の4点の中の、これはそれぞれ理解できるんですが、特に先行して指定して、本人の希望でやっているわけじゃないんだろうと思うんですね。羽村市としての生命財産、そういった観点から駅前整備を先行しようということなんだろうと思うんですが、それにご理解を示された権利者に圧力がかからないかという点も、非常に重要な部分だろうというように思いますね。これはひとえに施行者において、そういう問題が仮に発生したとすれば、最善の努力をして理解を求めていくということをお願いをしたいと思います。

以上、ご意見を伺ってまいりましたが、いろいろ異論のあるところもあるようでございますが、冒頭申し上げましたような理由から、この仮換地案が決定されますと、今まで権利者とのあいだで理解を求めてきたことが実現して、あそこの広場ができる可能性が膨らんでくるわけでございますので、本案について賛否をとって、その結果を市長に答申をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会 長（新井明夫君） この仮換地案に対して諮問がございましたが、原案どおり決定

することにご異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手 1番 黒木委員、2番 吉永委員、4番 瀧島委員、5番 中根委員、6番 中野委員、7番 小宮委員、9番 島田委員〕

○会 長（新井明夫君） 異議のない方が7名でございます。

異議ある方の挙手をお願いいたします。

〔反対者挙手〕

〔反対者挙手 3番 島谷委員、8番 神屋敷委員〕

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。2名でございます。

よって、本案は原案のとおり、施行者に対して答申をしてまいりたいと存じます。なお、答申の文書については、会長及び事務局にお任せをいただきたいと思います。

3番・島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 仮換地の指定日というのは、いつになるんでしょうか。

○会 長（新井明夫君） 事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） 仮換地の指定日につきましては、ただいま採決をいただきましたので、日付としてはきょう以降という形になりますけれども、具体的な日につきましては、仮換地の指定の日を起算いたしますと、それ以降、その土地については使用ができなくなることがございますので、こちらにつきましては調整を図らせていただきたいと思いますということでございます。

○会 長（新井明夫君） 島谷委員。本人の土地利用ができなくなることでございますので。よろしゅうございますか。

○委 員（島谷晴朗君） はい。

○会 長（新井明夫君） 小宮委員。

○委 員（小宮國暉君） 今のご質問に関連するんですけど、この後具体的に、例えば来月の末にはこういうふうになりますよというか、この場所についてのスケジュールですか、今、お考えになっているあそこの場所の状態、様態がどのように時系列的に変化していくのかというところを、ちょっと、わかっている範囲で教えてください。予定を。

○会 長（新井明夫君） 事業課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） ただいまのご質問でございますけれども、その内容につきましては、本日、仮換地指定をかけた以降、先ほどご説明しました補償の関係ですとか、そういうところの権利者との交渉ごとがございますので、今のところ、次の段階としては現場の[]ということがありますが、それがいつからということについては、これから権利者との交渉の中で、そのことについては明らかになってくるといふふうに考えております。

○会 長（新井明夫君） 島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） これは都の認可申請が必要なんですね、このことは。

○会 長（新井明夫君） 事業課長、認可申請が必要あるかどうかということです。事業

課長。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） 認可申請という意味合いが、東京都への関係につき
ます補償金の関係がございまして……。

○会 長（新井明夫君） 聞いているのは、認可申請をするのかどうかということです。

○区画整理事業課長（羽村福寿君） 認可申請については一切必要ございません。

○会 長（新井明夫君） まだ、換地計画の案を、皆さんの意見を聞いてから仮換地を指
定していくと。その段階は必要になってきますが。よろしいですね。もろもろあるんだ
ろうと思いますが、とにかく認可は本格的な仮換地を指定する段階で、法に基づいて都
道府県知事の認可が必要になってくるんだろうと思うんですね。今はまだその段階にな
いと。

ほかに何かございますか。黒木委員。

○会長代理（黒木 中君） 傍聴規程の見直しをぜひして、今日みたいなことがあった場
合に、きちんと対処できるような、あるいは、ああいうことをやられた方については次
から傍聴拒否をできるような規定に変えていただくとか、きょうはもう随分時間がたち
ましたから、きょうじゃなくてもいいですけども、ぜひ検討をすべきじゃないかなと
思います。

○会 長（新井明夫君） 今、黒木委員からお話がございました。私は現行の要領で十分
やっていきたいなという考えは常日頃持っておるんですが、きょうのような事案が出て、
せっかく、何ていいますか、法を遵守する傍聴人の方に対して非常に迷惑な事態をそこ
で惹起するということは、ぜひ避けてほしいと思うんですが、どうもきょうの事案から
いけば、幾らこちらで話を説いてもこれは受け付けない。要するに反対のための反対と
いうことで、これは容認しがたい問題であろうかというふうに思います。今、黒木会長
代理さんからお話がございましたので、どこまで法的に許されるのか、私は傍聴人はい
つでも大勢来てほしいと思います。ただ、それが守れない状況に至った場合の対応の仕
方ができておりませんので、その辺は事務局に指示をしてまいりたいと存じます。よろ
しくお願いいたします。

きょうは午前、午後と、ご都合があったと思われますが、全員、長時間にわたりまし
てご審議に加わっていただきまして、ありがとうございました。

閉会の前に資料回収がございますので、よろしくご協力をお願いいたします。

〔資料回収〕

○会 長（新井明夫君） 資料の回収が終わりましたので、改めて閉会宣言をいたします。

以上をもちまして、第29回土地区画整理審議会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後3時08分 閉会